

## 第42回 定時株主総会招集ご通知

日時

2019年6月21日(金曜日)

午前10時(受付開始午前9時)

場所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京 8階 ラブソディ

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください)

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件



## ご挨拶

---

株主の皆さまにおかれましては、日頃セレスポに対し、ご理解とご支援を賜り感謝申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を6月21日（金）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

第42期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の概況および株主総会の議案についてご説明申し上げますので、御高覧くださいますようお願い申し上げます。

2019年6月

代表取締役社長

**稲葉利彦**

## 目次

第42回定時株主総会招集ご通知 .....	1
<b>株主総会参考書類</b>	
第1号議案 剰余金の配当の件.....	3
第2号議案 取締役1名選任の件.....	4
第3号議案 監査役3名選任の件.....	5
<b>(添付書類)</b>	
<b>事業報告</b>	
1. 会社の現況に関する事項.....	9
2. 会社の株式に関する事項.....	16
3. 会社の新株予約権等に関する事項.....	16
4. 会社役員に関する事項.....	17
5. 会計監査人に関する事項.....	20
6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項.....	21
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況.....	25
<b>計算書類</b>	
貸借対照表.....	28
損益計算書.....	29
株主資本等変動計算書.....	30
<b>監査報告書</b>	
会計監査人の監査報告.....	31
監査役会の監査報告.....	33

証券コード 9625  
2019年6月5日

株 主 各 位

東京都豊島区北大塚一丁目21番5号  
**株 式 会 社 セ レ ス ポ**  
代表取締役社長 稲 葉 利 彦

## 第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所	東京都豊島区南大塚三丁目33番6号 ホテルベルクラシック東京 8階 ラプソディ （末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください）
3. 株主総会の 目的事項	<b>報告事項</b> 第42期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役1名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条に基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.cerespo.co.jp/>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して監査役および会計監査人が監査をした計算書類の一部であります。
  - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト (<https://www.cerespo.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
  - ◎当日は本総会終了後、同会場にて事業説明会を行い、その後会場隣のセレナーデにて株主懇談会を予定しております（約30分）。
- 併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の重要課題と考えており、経営基盤の強化および将来の事業展開に役立てるための内部留保に留意しながら、安定した配当を継続して行うことを基本方針としております。

このような方針のもと、当社の業績および財務状況等を総合的に検討した結果、1株当たりの期末配当を従来41円から1円増配し、42円とさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 <b>42円</b> 総額 <b>115,512,810円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月24日

## 取締役1名選任の件

取締役岡本敦哉氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されます。当社の経営基盤ならびにコーポレート・ガバナンスの一層の強化のため、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

尚、選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
 <small>まつだ ひでひこ</small> <b>松田 英彦</b> (1962年3月26日生)	1985年4月 当社入社	0株
	1994年8月 当社埼玉支店長	
	2002年4月 当社第二東京支店長	
	2003年4月 当社東京支店長	
	2008年4月 当社さいたま中央支店長	
	2015年4月 当社執行役員さいたま支店長	
	2017年4月 当社執行役員事業支援部副部長 兼 営業推進室長	
	2019年4月 当社執行役員事業支援部長 兼 営業推進室長 (現任)	
取締役候補者とする理由		
松田英彦氏は、当社入社以来、営業分野において幅広い業務に従事し、東京支店長やさいたま支店長などを歴任され、執行役員に就任し、その卓越した見識と実績を活かし、営業開発等を中心に貢献しております。かかる豊富な経験と実績は、取締役会における適切な意思決定に資するとともに、今後の事業展開および企業価値向上に寄与することが期待できることから取締役候補者いたしました。		

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案

## 監査役3名選任の件

監査役3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役3名の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	 まつい としひこ 松井 敏彦 (1952年8月14日生)	1977年4月 東京電力株式会社入社 2007年6月 日本フットボールヴィレッジ株式会社取締役就任 2011年9月 東京電力株式会社退社 同年9月 東電環境エンジニアリング株式会社(現 東京パワーテクノロジー株式会社)常務取締役就任 2016年7月 東京パワーテクノロジー株式会社顧問就任 社外監査役候補者とする理由 松井敏彦氏は、東京電力株式会社、東京パワーテクノロジー株式会社、日本フットボールヴィレッジ株式会社の要職を歴任し、その豊富な経験と経営に関する広い見識は、監査役として公正中立的な実効性の高い的確な提言が期待できることから、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、本定時株主総会終了後に開催される監査役会において、常勤監査役として選定される予定であります。	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	 <p data-bbox="308 535 433 580">みずこし じゅん 水越 潤</p> <p data-bbox="269 588 473 613">(1949年10月9日生)</p>	<p data-bbox="500 210 952 560">           1973年 4月 株式会社伊勢丹入社            2007年 3月 株式会社伊勢丹退社            2007年 5月 当社入社（顧問）            2007年 6月 当社常務取締役就任            2008年 4月 当社常務取締役統括本部長            2008年 6月 当社取締役副社長就任            2010年 3月 当社取締役退任            2010年 4月 当社顧問就任            2013年 4月 当社内部監査室長            2015年 6月 当社監査役就任（現在）         </p> <p data-bbox="500 568 768 598">監査役候補者とする理由</p> <p data-bbox="500 606 1345 728">           水越潤氏は、株式会社伊勢丹で要職を歴任され、当社入社後には、統括本部長、副社長、内部監査室長を経て2015年6月より監査役に就任するなど、その豊富な経験と経営に関する広い見識は、幅広い分野で実効性の高い監査が期待できることから監査役候補者いたしました。         </p>	27,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	 <p data-bbox="269 686 473 765">おくだ かつえ 奥田 かつ枝 (1963年12月28日生)</p>	<p>1986年 4月 三菱信託銀行株式会社(現 三菱UFJ信託銀行株式会社) 入社</p> <p>1997年 9月 株式会社緒方不動産鑑定事務所入所</p> <p>2000年11月 株式会社緒方不動産鑑定事務所取締役就任(現任)</p> <p>2006年 4月 東京地方裁判所民事調停委員就任(現任)</p> <p>2009年 4月 学校法人明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師就任(現任)</p> <p>2012年11月 イオン・リートマネジメント株式会社投資委員会外部委員就任(現任)</p> <p>2013年 6月 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会常務理事就任(現任) (2019年6月19日退任予定)</p> <p>2015年 5月 ジャパン・シニアリビング投資法人執行役員就任</p> <p>2017年11月 株式会社九段緒方ホールディングス代表取締役就任(現任)</p> <p>2017年11月 株式会社九段都市鑑定取締役就任</p> <p>2018年 3月 ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人執行役員(現任)</p> <p>2018年 6月 当社社外監査役就任(現任)</p> <p>同年 7月 株式会社九段都市鑑定代表取締役就任(現任)</p>	0株
		社外監査役候補者とする理由	
		奥田かつ枝氏は、三菱信託銀行株式会社、株式会社九段緒方ホールディングス代表取締役、ならびに東京地方裁判所民事調停委員等の要職を歴任し、その豊富な経験と経営に関する広い見識は、監査役として公正中立的な実効性の高い監査が期待できることから社外監査役候補者といいたしました。	

- (注) 1. 松井敏彦氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松井敏彦氏ならびに奥田かつ枝氏の両氏は社外監査役候補者であります。
4. 奥田かつ枝氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は水越潤氏、奥田かつ枝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。また、松井敏彦氏選任が承認された場合は、同内容の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とするものであります。

6. 当社は、奥田かつ枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、松井敏彦氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届ける予定であります。

以 上

(添付書類)

## 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

### 1 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

2018年11月30日付け「業績予想の修正及び中期経営計画Ⅳの修正並びに配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」にてご報告しました通り、売上高につきましては、主として第3四半期を中心とする競争事業における大型入札案件の受注が前期に比べ不調となりました。

案件単価の上昇等を図りましたが、この減収分をカバーするには至らず、631百万円の減収となりました。

費用につきましては、売上原価率は前期と横ばいである一方、前期に計上したシステム導入関連費用が減少するとともに、「働き方改革」推進に伴う人件費の減少等により、販売費及び一般管理費が88百万円減少しました。

この結果、売上高は11,975百万円（前期比5.0%減）、営業利益は474百万円（前期比20.1%減）、経常利益は485百万円（前期比20.1%減）、当期純利益は308百万円（前期比18.5%減）となりました。

来期以降に向けた国際的スポーツ大会の準備が既に本格化しており、人員配置を含む社内の体制整備を迅速に進めるとともに、労務費・資材費等の高騰などの外部環境要因に適切に対応することで、中期経営計画Ⅳに掲げた「最大収益の追求」の実現を図ってまいります。

(単位：百万円)

区分	第41期 (2017年度)	第42期 (2018年度)	増減額	増減率
売上高	12,607	11,975	△631	△5.0%
営業利益	593	474	△119	△20.1%
経常利益	608	485	△122	△20.1%
当期純利益	379	308	△70	△18.5%

前期まで業務の成果物であるイベントを形式ごとに整理して部門を設定しておりましたが、当期より、中期経営計画に基づく営業戦略に合わせて基本事業、スポーツ事業、競争事業の3部門による販売状況を開示いたします。

以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の部門に組み替えた数値で比較しております。

各部門別の状況は次のとおりであります。

**基本事業部門：**建設式典及び販促イベントの小規模案件数の減少によって受注額が減少しましたが、フェスティバルなどにおける案件の請負範囲が増加したことによる受注単価の上昇と、スポーツイベントが増加したことにより、売上高は9,773百万円と前年同期比0.7%の増収となりました。

(注) 基本事業部門におけるスポーツとは、スポーツ事業部門が担当する領域以外のスポーツイベント（地方自治体や民間企業などの主催）を意味しております。

**スポーツ事業部門：**既存の大規模スポーツ大会の受注と新規の大会の受注数が増加したことにより、売上高は1,091百万円と前年同期比47.3%の増収となりました。

**競争事業部門：**大型入札案件の受注が減少したことにより、売上高は1,110百万円と前年同期比48.5%の減収となりました。

部門別の売上高の明細は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

部 門	売 上 高	構成比	前期比増減	主 要 領 域
基 本 事 業	9,773	81.6%	0.7%	各営業拠点が担当する、様々なイベント領域
ス ポ ー ツ 事 業	1,091	9.1%	47.3%	中央競技団体等が開催するスポーツ・競技に関するイベント領域
競 争 事 業	1,110	9.3%	△48.5%	皇室ご臨席事業を中心とした全国持ち回りで開催されるイベント領域
合 計	11,975	100.0%	△5.0%	

なお、従前と同じ部門による売上高の明細は次表のとおりであります。

(単位：百万円)

部 門	売 上 高	構成比	前期比増減	主 要 商 品
ス ポ ー ツ	3,297	27.5%	6.5%	陸上競技、運動会
セ レ モ ニ ー	2,841	23.7%	△23.1%	建設式典、記念式典
フェスティバル	2,347	19.6%	13.3%	市民祭、商工祭、学園祭
プロモーション	2,031	17.0%	△6.5%	展示会、見本市、発表会
コンベンション	1,047	8.8%	1.8%	会議、集会、シンポジウム
そ の 他 事 業	410	3.4%	△24.1%	防災訓練、選挙
合 計	11,975	100.0%	△5.0%	

## 2. 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は62百万円で、その主なものは、システム構築費32百万円であります。

## 3. 資金調達の状況

当事業年度においては、特筆すべき資金調達はありません。

## 4. 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第39期	第40期	第41期	第42期(当事業年度)
		(2015年4月1日から 2016年3月31日まで)	(2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	(2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)
売上高	(千円)	10,742,684	12,272,539	12,607,042	11,975,514
経常利益	(千円)	438,995	592,107	608,046	485,763
当期純利益	(千円)	271,789	378,220	379,129	308,945
1株当たり当期純利益	(円)	49円59銭	138円02銭	138円35銭	112円46銭
総資産	(千円)	6,682,287	7,117,475	7,758,119	7,825,053
純資産	(千円)	4,303,165	4,599,502	4,900,579	5,102,365

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

## 5. 対処すべき課題

当社のビジネスモデルの目的は、直接体験の場であるイベントを通じて体験価値を提供し、世の中に当社がなければあり得なかった、楽しいこと、新しいことを人々にたくさん提供することで、笑顔や感動を創出し、顧客の目的実現に向けたソリューションを提供していくことにあります。

イベント市場においては2020年に向けてスポーツイベントを中心にあらゆるイベントが活況になることが予測される中、競争優位性を保つ必要性が高まっております。加えて、社会全般における人材不足およびそれに伴う人件費、資機材の仕入金額の高騰など制作環境の変化への対応も迫られております。

このような環境下において、当社は2018年4月からスタートしました「中期経営計画Ⅳ」で掲げました（1）継続企業の確立、（2）最大収益の追求、（3）レガシーの獲得を次に掲げる施策に取り組み、実現してまいります。

### （1）継続企業の確立

#### ①経営理念の実践

当社は、「イベントを通じて笑顔のある明るい社会づくりに貢献する」ことを経営理念として掲げ、社会・株主・顧客・取引先・社員の各ステークホルダーへの貢献を実践しております。この経営理念を基本として、コンプライアンスの遵守を徹底し、ステークホルダーへの配慮が行き届き、エシカルアプローチ※が社会課題のソリューションを提供している状態を実現し、社会からの好感が得られる企業を目指します。

※エシカルアプローチ：人として正しい行動をビジネスで体現すること。

#### ②企業力の増強

収益力、成長力、人材創造力、ブランド力、企業統治力の出来るかぎり高い水準を実現してまいります。そのために、顧客起点の発想と現場力の発揮により、顧客の目線での課題を見出し、ソリューションを提供し、知識と技術の伝承による質の高いイベントを提供することで、顧客を魅了し続けることを目指してまいります。成長力では、事業を「基本事業」「スポーツ事業」「競争事業」の3つに分けて、各々の成長を図る施策を実行してまいります。併せて、働き方改革、健康経営にも取り組み、働きやすい労働環境を実現してまいります。

### ③ イベント・ソリューション・パートナーの実現

「顧客起点の発想」と「現場力の発揮」を実践し、クオリティーの高いサービスを提供していくことで、「顧客から信頼され、企画の早い段階から共に作業し、あらゆる段階における顧客の課題を解決してイベントに期待される効果を実現する」という企業像を実現し、「顧客から選ばれる会社」を目指してまいります。

## (2) 最大収益の追求

2020年までのラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピックの期間において、最大の収益を追求し実現してまいります。また、そのような繁忙期間においても、顧客・来場者はもとより、働く者の安全と健康を優先してまいります。

## (3) レガシーの獲得

各スポーツの中央競技団体や大手広告代理店とのパイプを強化し、優良顧客を拡大すること、また、国際的なスポーツイベント運営に必要なスキルを身に付けることで、2021年以降の成長につなげてまいります。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況

親会社および子会社はありません。

## 7. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社は、イベント制作を主な事業とし、基本事業、スポーツ事業、競争事業の各分野において企画、会場設営、演出・進行、運営等の事業活動を展開しております。

全国に展開する支店網とお客さまの想いを形にする「顧客起点」、どんなイベントでもサポートできる「現場力」を最大限に生かし、お客さまの期待や課題に応え、イベントに関わる人々の感動と笑顔を創り続けてまいります。

## 8. 主要な事業所 (2019年3月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本社	東京都豊島区	千葉支店	千葉県千葉市
群馬物流センター	群馬県前橋市	東京支店	東京都豊島区
埼玉物流センター	埼玉県三芳町	S P・P Rイベントオフィス	東京都豊島区
札幌支店	北海道札幌市	西東京支店	東京都国立市
仙台支店	宮城県仙台市	横浜支店	神奈川県横浜市
福島支店	福島県郡山市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
群馬支店	群馬県前橋市	名古屋支店	愛知県名古屋市
大宮ソニックオフィス	埼玉県さいたま市	大阪支店	大阪府大阪市
さいたま支店	埼玉県さいたま市	高松支店	香川県高松市
ゴルフトーナメントオフィス	埼玉県三芳町	福岡支店	福岡県福岡市

## 9. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従 業 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	302名	1名増	44歳2ヶ月	17年0ヶ月
女性	85名	1名増	37歳6ヶ月	12年3ヶ月
合計または平均	387名	2名増	42歳8ヶ月	15年11ヶ月

(注) 上記従業員数は、正社員、顧問、嘱託の合計人数が記載されております。

## 10. 主な借入先 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (千円)
株式会社みずほ銀行	350,000
株式会社三菱UFJ銀行	150,000
株式会社三井住友銀行	100,000
三井住友信託銀行株式会社	100,000

## 2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 11,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,851,750株
3. 株主数 1,390名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社スマイル	550	20.00
セレスポ従業員持株会	277	10.08
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	258	9.40
三木 征一郎	77	2.83
稲葉 利彦	54	1.98
東海東京証券株式会社	50	1.85
衣笠 純	47	1.72
北原 美子	47	1.72
日本証券金融株式会社	36	1.34
丸山 勇	28	1.02

(注) 1. 当社は、自己株式を101,445株保有しておりますが、上記株主からは除外しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項 (2019年3月31日現在)

### 1. 取締役および監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	いなば としひこ 稲葉 利彦	統括本部長
専務取締役	たしろ つよし 田代 剛	統括本部副本部長 兼 事業本部長
専務取締役	おかもと あつや 岡本 敦哉	統括本部副本部長 兼 コーポレート本部長
常務取締役	かまた よしじ 鎌田 義次	事業本部副本部長 営業推進室開発案件管 掌 スポーツ事業部管掌 排球堂マーケティング株式会社 社外取締役
取 締 役	みやた かずや 宮田 一哉	社長室長
取 締 役	ほりぬき たかし 堀貫 貴司	スポーツ事業部管掌
取 締 役	いくた しげる 生田 茂	事業本部副本部長 兼 事業支援部長
社 外 取 締 役	のずえ まさひろ 野末 正博	株式会社東京メガネ 顧問
常勤社外監査役	ほしの しゅんじ 星野 俊司	
監 査 役	みずこし じゅん 水越 潤	
社 外 監 査 役	おくだ か つ え 奥田 かつ枝	株式会社九段緒方ホールディングス 代表取締役 株式会社九段都市鑑定 代表取締役

- (注) 1. 常務取締役 鎌田義次氏は、2018年8月21日付で、排球堂マーケティング株式会社の社外取締役に就任いたしました。
2. 監査役 星野俊司氏は、37年に亘る経理・財務・総務・人事を含む多岐に亘る知識・経験等から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外取締役 野末正博氏、監査役 星野俊司氏、監査役 奥田かつ枝氏は、独立役員であります。
4. 2018年6月21日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって、社外監査役服部訓子氏は辞任により退任いたしました。

## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役3名との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とするものであります。

## 3. 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額（千円）
取締役 (うち社外取締役)	8名 (1名)	149,076 (7,200)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	21,630 (12,750)
計 (うち社外役員)	12名 (4名)	170,706 (19,950)

(注) 1. 1992年10月28日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額25,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない）、監査役の報酬額を月額3,000千円以内と決議いただいております。なお、2018年6月21日開催の第41回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額20,000千円以内と決議いただいております。

2. 報酬等の総額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額（取締役3,375千円、監査役187千円）を含んでおります。なお、役員退職慰労引当金制度につきましては、2018年6月21日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって廃止しております。

3. 報酬等の総額には、当事業年度に係る社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬の費用処理額12,651千円を含んでおります。

## 4. 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社と社外監査役 奥田かつ枝氏の兼職先である株式会社九段緒方ホールディングス、株式会社九段都市鑑定との間には特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

社外取締役 野末正博氏は、当期開催の取締役会23回のうち23回に出席するとともに、その他社内での重要な会議にも出席し、独立して客観的な観点から、当社の経営に対して助言と提言を適宜行っております。

社外監査役 星野俊司氏は、当期開催の取締役会23回のうち23回に出席、および監査役会13回のうち13回に出席するとともに、その他社内での重要な会議にも出席し、経理面を含めた幅広い見地からの質疑応答・意見表明を適宜行っております。

社外監査役 奥田かつ枝氏は、当期開催の取締役会19回のうち19回に出席、および監査役会10回のうち10回に出席するとともに、その豊富な経験と経営に関する幅広い見識に基づき、当社の経営に対して客観的・専門的見地からの発言を行っております。

(注) 社外監査役 奥田かつ枝氏は、2018年6月21日開催の第41回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は19回、監査役会の開催回数は10回であります。

## 5. その他会社役員に関する重要な事項

当社と常務取締役 鎌田義次氏の兼職である排球堂マーケティング株式会社とは、バレーボール競技大会の運営等にかかる業務委託（当社受託者）取引があります。

当社と社外取締役 野末正博氏の兼職である株式会社東京メガネとは、スポーツビジョンプログラムの提携契約を締結しております。

## 5 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	25,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の業務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### 3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人との間で、「業務改善に関する助言・指導業務契約」を締結しております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当するときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、上記の他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に基づき会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

## **6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項**

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議しております。

### **1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ①当社はコンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- ②取締役及び従業員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行う。
- ③法令・定款違反等を未然に防止する体制として、内部監査室及び第三者機関（法律事務所）を情報提供先とする内部通報制度を制定。同制度では、取締役及び従業員は、通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。
- ④法令・定款違反等の行為が発見された場合には、担当役員及び業務執行取締役が情報共有の上議論し、必要に応じて外部専門家とも協力しながら対応に努める。
- ⑤従業員の法令・定款違反等の行為については表彰懲戒規程に基づき、適正に処分を行う。

### **2. 取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

- ①取締役及び従業員の職務執行に係る情報については取締役会規程、文書取扱規程及び情報管理規程に従って、適切に作成、保存又は廃棄される。
- ②保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて社内規程に規定された期間とする。
- ③取締役及び監査役はいつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、監査役及び取締役会に報告し迅速かつ適切に対応する。
- ②取締役及び従業員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ③取締役会は、必要に応じてリスク管理体制について見直しを行う。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①会社の意思決定方法については、取締役会規程、職務権限規程及び稟議規程において明文化し、重要性に応じた意思決定を行う。特に、取締役会で決議する重要性のある事案については、担当役員及び業務執行取締役が情報共有の上議論し、取締役会へ上程される。
- ②職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
- ③これらの業務運営状況について、内部監査室による内部監査を実施し、その状況を把握し、改善を図る。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置することができる。

### 6. 使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①補助使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
- ②補助使用人の任命・異動・人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

## 7. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①補助使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保することができる。
- ②補助使用人は、監査役に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加することができる。
- ③取締役及び従業員は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力することができる。
- ④補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

## 8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

取締役及び従業員は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

## 9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び従業員は、内部通報制度に基づく通報又は監査役に対する報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けない。
- ②監査役は取締役又は従業員から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
- ③監査役は、報告をした従業員の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

## 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

## 11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、重要な意思決定の過程等について必要な意見を述べるができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- ②取締役及び従業員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換等の監査役の活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③監査役は、監査の実施に当たり必要と認められる場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

## 12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を確保する。

## **7 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

### **1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

当社は、「コンプライアンス規程」を制定し、全役職員に継続的な教育を行うことで、体制の整備に努めております。内部通報制度については、社内の「セレスポ110番」並びに、外部の弁護士事務所を通報先とした「内部通報制度」を制定し、適切に運用しております。

なお、内部通報制度においては、通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しております。

### **2. 取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、「取締役会規程」「文書管理規程」を制定し、法に則った保存期間、保存責任者等を定め、適切に保管・運用しております。

### **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社は、「リスク管理規程」「危機対策規程」を制定し、リスクに応じた有事に備え、発生した場合には、迅速かつ適切に対応しております。また、リスクや危機管理等に関する教育・研修を実施しております。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、会社の意思決定方法については「取締役会規程」「職務権限規程」および「稟議規程」を、権限および責任については、「業務分掌規程」を制定し、効率のかつ重要性に応じた適切な意思決定を行っております。

#### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現状、監査役の職務を補助すべき使用人を配置していませんが、求められた場合には、適切な人員配置を行います。

#### 6. 使用人の取締役からの独立性に関する事項

5項の通り、現状、該当はございません。

#### 7. 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

5項の通り、現状、該当はございません。

#### 8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制

監査役より報告を求められた事項については、監査役及び監査役会に速やかに報告する運用が適切に行われております。

#### 9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「監査役会規程」「内部通報制度」を制定し、通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しており、適切に運用しております。

## 10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手續きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に伴って生じる費用について、請求があった際には、速やかに対応しております。

## 11. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役のうち星野俊司氏と水越潤氏は、当年度中に開催された全ての取締役会に出席し、また、奥田かつ枝氏は、就任後に開催された全ての取締役会に出席し、重要な意思決定等において活発な意見交換を行いました。

## 12. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、会計監査人が、金融商品取引法並びに会社法に基づく会計監査を実施しております。また、財務報告を所管する部署に、公認会計士を配置し、会計監査人と意見交換を行い、財務報告の信頼性を確保しております。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 貸借対照表

第42期 (2019年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,266,135</b>
現金及び預金	1,291,570
受取手形	81,200
売掛金	1,726,481
未成請負契約支出金	61,268
原材料及び貯蔵品	37,835
前払費用	39,322
その他	30,270
貸倒引当金	△1,815
<b>固定資産</b>	<b>4,558,918</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,686,451</b>
建物	316,366
構築物	9,441
機械及び装置	181
車両運搬具	408
工具、器具及び備品	29,019
土地	3,310,250
リース資産	20,785
<b>無形固定資産</b>	<b>256,933</b>
電話加入権	15,673
ソフトウェア	241,260
<b>投資その他の資産</b>	<b>615,532</b>
投資有価証券	98,168
出資金	200
長期貸付金	2,155
破産更生債権等	3,612
長期前払費用	1,063
敷金及び保証金	137,948
保険積立金	242,835
会員権	77,500
繰延税金資産	107,258
その他	899
貸倒引当金	△56,106
<b>資産合計</b>	<b>7,825,053</b>

(単位：千円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>2,268,755</b>
買掛金	930,916
短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	75,000
リース債務	9,191
未払金	392,063
未払法人税等	118,672
未払費用	20,840
前受金	3,632
預り金	7,739
賞与引当金	144,275
資産除去債務	15,500
その他	50,924
<b>固定負債</b>	<b>453,932</b>
長期借入金	225,000
退職給付引当金	85,275
長期未払金	94,300
リース債務	14,823
資産除去債務	34,533
<b>負債合計</b>	<b>2,722,687</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>5,103,766</b>
資本金	1,370,675
資本剰余金	2,166,532
資本準備金	1,155,397
その他資本剰余金	1,011,135
<b>利益剰余金</b>	<b>1,624,495</b>
利益準備金	49,000
その他利益剰余金	1,575,495
繰越利益剰余金	1,575,495
<b>自己株式</b>	<b>△57,936</b>
評価・換算差額等	△1,401
その他有価証券評価差額金	△1,401
<b>純資産合計</b>	<b>5,102,365</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>7,825,053</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

第42期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		11,975,514
売上原価		8,239,880
<b>売上総利益</b>		<b>3,735,634</b>
販売費及び一般管理費		3,260,994
<b>営業利益</b>		<b>474,639</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	45	
受取配当金	7,902	
保険事務手数料	2,324	
貸倒引当金戻入額	400	
その他	5,981	16,655
<b>営業外費用</b>		
支払利息	3,864	
保険解約損	1,667	5,531
<b>経常利益</b>		<b>485,763</b>
<b>特別損失</b>		
固定資産除却損	1,120	1,120
<b>税引前当期純利益</b>		<b>484,642</b>
法人税、住民税及び事業税		178,086
法人税等調整額		△2,389
<b>当期純利益</b>		<b>308,945</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

第42期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	1,370,675	1,155,397	1,000,000	49,000	1,378,899
当期変動額					
剰余金の配当					△112,350
当期純利益					308,945
自己株式の取得					
自己株式の処分			11,135		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	11,135	－	196,595
当期末残高	1,370,675	1,155,397	1,011,135	49,000	1,575,495

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△63,665	4,890,306	10,272	4,900,579
当期変動額				
剰余金の配当		△112,350		△112,350
当期純利益		308,945		308,945
自己株式の取得	△4	△4		△4
自己株式の処分	5,733	16,868		16,868
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△11,673	△11,673
当期変動額合計	5,729	213,460	△11,673	201,786
当期末残高	△57,936	5,103,766	△1,401	5,102,365

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社セレスポ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 香川 順 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐々田 博 信 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セレスポの2018年4月1日から2019年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針および職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針および職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社セレスポ 監査役会

常勤社外監査役 星 野 俊 司 ㊟

監 査 役 水 越 潤 ㊟

社 外 監 査 役 奥 田 かつ 枝 ㊟

以 上



# 会場のご案内

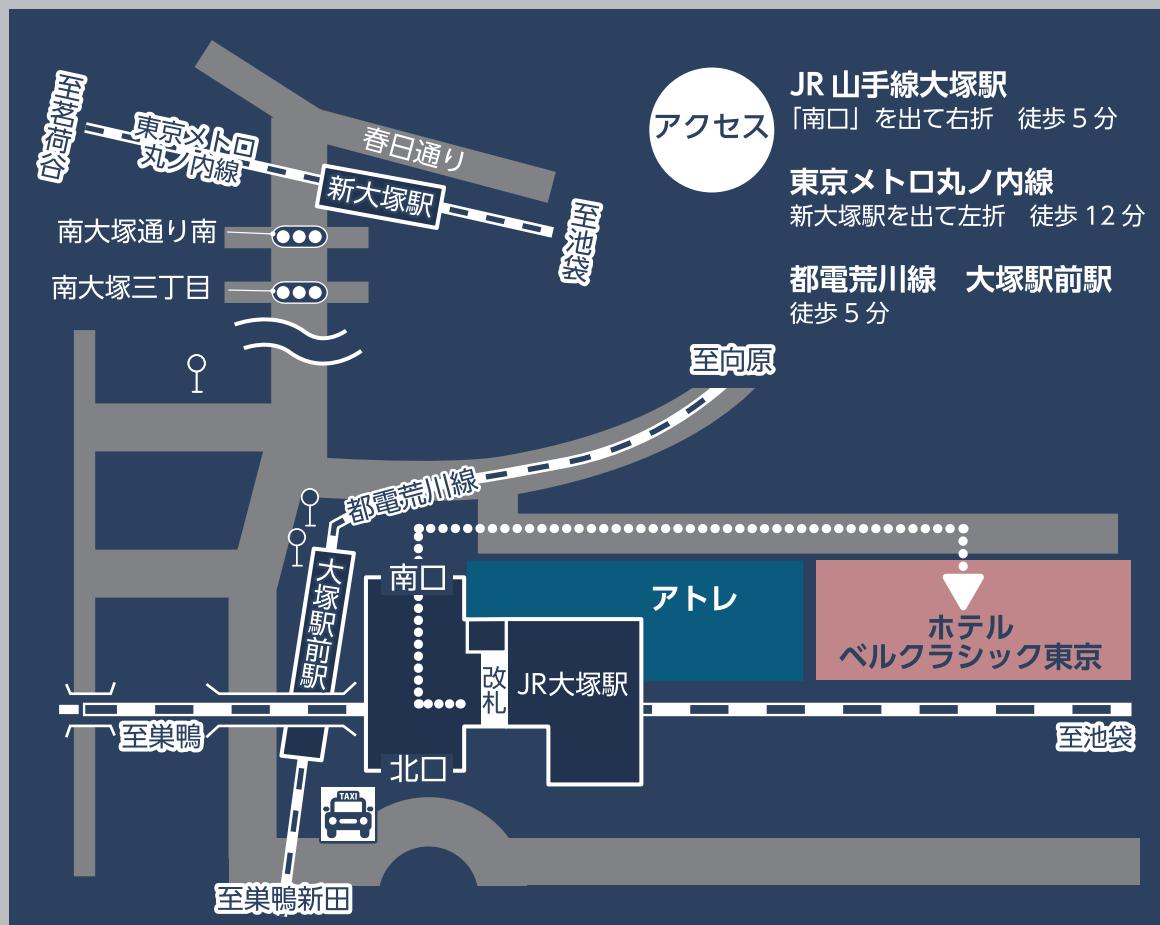
## ホテルベルクラシック東京

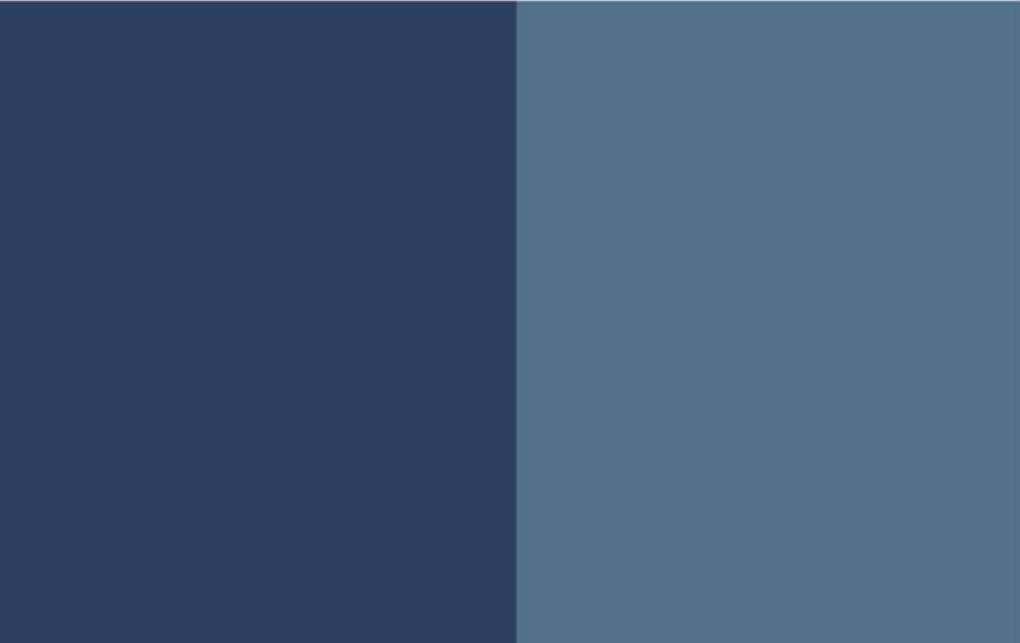
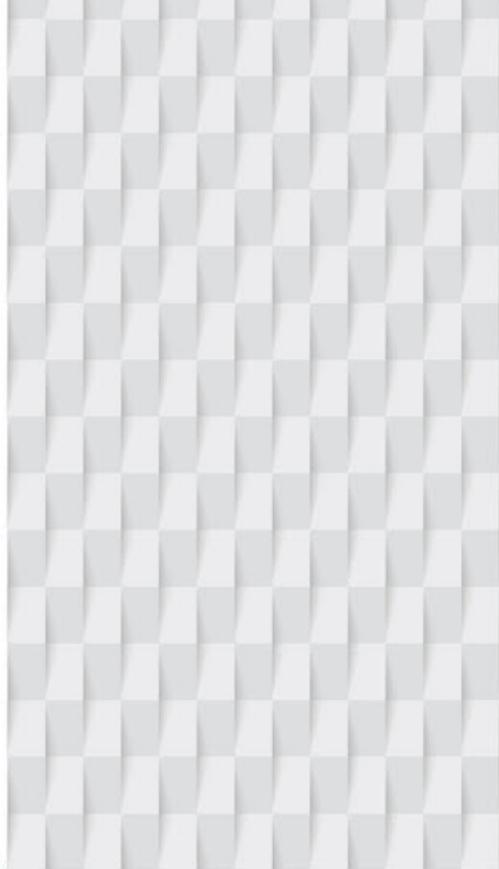
8階 ラプソディ

〒170-0005

東京都豊島区南大塚三丁目 33 番 6 号

TEL : 03-5950-1200 (代表)





UD  
FONT

